

石川県公報

平成23年5月27日

第12393号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		目 次	
障害者就業・生活支援センターの指定 (労働企画課)	1	土地改良区の定款変更認可公告 (同)	5
漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	1	新規土地改良事業の施行認可公告 (同)	5
公 告		土地区画整理事業の終了認可公告 (都市計画課)	5
特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	3	教育委員会	
予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (健康推進課)	3	学校教育法施行細則の一部を改正する規則	6
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	3	公安委員会	
大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	4	石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	6
土地改良区の役員就任公告 (経営対策課)	5	犯罪被害者等早期援助団体の代表者変更の届出	7
		警備員検定の実施公告	7

告 示

石川県告示第246号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第33条の規定により、同法第34条に規定する業務を行う者を次のとおり指定した。

平成23年5月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定を受けた者(以下「障害者就業・生活支援センター」という。)の名称
社会福祉法人徳充会
- 障害者就業・生活支援センターの住所
七尾市御祓町子部15番地9
- 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地
七尾市青山町ろ部22番
- 指定年月日
平成23年3月24日

石川県告示第247号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成23年5月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 輪島加入区
 - 発起人の住所及び氏名
輪島市鳳至町上町156番地28 橋本 吉春
輪島市鳳至町鳳至丁151-8番地 小岩 金市
 - 区域
石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区
 - 区分

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、こぎ刺網、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業

- (4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日
平成23年5月7日
-

2 輪島加入区

- (1) 発起人の住所及び氏名

輪島市鳳至町鳳至丁147番地2 岩崎 治

輪島市鳳至町鳳至丁143番地 遠島 至

- (2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区

- (3) 区分

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により、こぎ刺網、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業

- (4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日
平成23年5月7日
-

3 輪島加入区

- (1) 発起人の住所及び氏名

輪島市輪島崎町1部52 沖崎 秀雄

輪島市輪島崎町1部78ノ49 上根 修身

- (2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区

- (3) 区分

輪島崎町地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、こぎ刺網、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業

- (4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日
平成23年5月7日
-

4 輪島加入区

- (1) 発起人の住所及び氏名

輪島市稲舟町大石11番地 西見 義介

輪島市山本町高堂川原105番地 船本 久吉

- (2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区

- (3) 区分

輪島市のうち、海士町、鳳至町、輪島崎町を除く地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、こぎ刺網、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業

- (4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日
平成23年5月7日
-

5 能都町第1加入区

- (1) 発起人の住所及び氏名

鳳珠都能登町字宇出津ク字201番地2 志幸 松栄

鳳珠郡能登町字真脇42字126番地

河元 正雄

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧能都町漁業協同組合の地区(矢波、小浦及び羽根の区域を除く。)

(3) 区分

総トン数5トン未満の漁船を使用して主としていか釣りを営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成23年5月7日

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成23年5月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成23年5月6日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 加賀市観光ボランティア大学

3 代表者の氏名

竹本 利夫

4 主たる事務所の所在地

加賀市三木町二の126番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、加賀市及び周辺市町に住む人たちや観光で訪れる人たちに対して、加賀市の魅力を伝え広める、ふるさと案内人の人材育成に関する事業を行い、観光交流の発展、及び「観てよし・来てよし・住んでよし」のまちづくりの創造・推進に寄与することを目的とする。

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年5月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
齊 藤 竜 平	宝達志水町荻市ほ1番地1 国民健康保険 志雄病院	平成23年3月31日
森 三 佳	宝達志水町門前サ11番地 押水クリニック	〃

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成23年5月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ野々市
石川県石川郡野々市町中南部土地区画整理事業施行地区内20, 21, 22, 24, 77, 79, 80街区内
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) アルビス株式会社
代表取締役社長 大森 実
富山県射水郡大門町流通センター水戸田3 - 4
他9者
(変更後) アルビス株式会社
代表取締役社長 大森 実
富山県射水郡大門町流通センター水戸田3 - 4
他9者
- 3 変更の年月日
平成23年5月12日
- 4 変更する理由
小売業を行う者を変更したため
- 5 届出年月日
平成23年5月16日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市町産業建設部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成23年5月27日から同年9月27日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成23年5月27日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成23年5月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コンフォモール内灘
内灘町千鳥台4丁目1番地、千鳥台5丁目1番地
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内 容 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
公告日 平成23年1月11日
- 3 市町村の意見の概要
市町村名 内灘町
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間

平成23年5月27日から同年6月27日まで

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成23年5月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

大場土地改良区

職名	氏名	住所	就任年月日
理事	羽柴 邦美	金沢市大場町東177番地	平成23年3月6日

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年5月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
七尾土地改良区	平成23年5月23日

新規土地改良事業の施行認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成23年5月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地区名	事業名	認可年月日
輪島市土地改良区	下山地区	団体営基盤整備促進事業（区画整理）	平成23年5月17日
〃	〃	〃（農道整備）	〃

土地区画整理事業の終了認可公告

土地区画整合法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成23年5月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 土地区画整理事業の名称
能美市新工業団地土地区画整理事業
- 施行者の住所及び名称
石川県能美市寺井町た35番地
能美市土地開発公社
- 事業施行期間
平成20年度から平成23年度まで
- 施行地区に含まれる地域の名称
能美市粟生町乙、丙、西の各一部
能美市西任田町への一部
能美市赤井町は、ル、ワ、カの各一部

能美市東任田町北の一部
(地区内に介在する道路及び水路敷を含む。)

- 5 施行認可の年月日
平成20年12月11日
- 4 終了認可の年月日
平成23年5月18日

教 育 委 員 会

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年五月二十七日

石川 県 教 育 委 員 会

石川 県 教 育 委 員 会 規 則 第 六 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和三十一年石川県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「法によつて学校設置の義務を負つ者が」を「市町が、幼稚園」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成二十三年五月二日から適用する。
- 2 この規則の施行前に第三条の規定によりされている市町の設置する幼稚園に係る認可の申請は、改正後の第四条の規定によりされた届出とみなす。

公 安 委 員 会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年五月二十七日

石川 県 公 安 委 員 会

石川 県 公 安 委 員 会 規 則 第 三 号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則(昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一の二中 「 2 この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用しないこと。 」 を

「 2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用しないこと。 」 に、

「 4 この標章を提出して駐車禁止規制場所に駐車する場合は、連絡先(用務先)を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に提出すること。 」 を

「 4 この標章を掲出して駐車禁止規制場所に駐車する場合は、連絡先(用務先)を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。 」 に改める。

別記様式第一の五中 「 3 この標章を使用する場合は、連絡先(用務先)を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に提出すること。 」 を

「 3 この標章を使用する場合は、連絡先(用務先)を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。 」 に改める。

附 則

8 成績証明書

検定終了後、検定合格者に成績証明書を交付する。

9 問い合わせ先

石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可指導係
電話 (076) 225 - 0110 (内線3023)